

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 1 2 月定例会 ——

令和3年12月16日（木）

開催日時 令和3年12月16日（木） 午後2時00分～午後4時07分

開催場所 505会議室

出席委員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員
青木雅代 委員

説明のための出席者 川上吉晴 教育部長
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
松長功二 学務課長補佐
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
豊田剛志 指導主事
坊本朋久 指導主事

書記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍聴者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会12月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、山口委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（９）、議案第３６号及び第３７号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題にはいります。

（教育長報告事項）

○古川教育長

はじめに、教育長報告事項を行います。

（１）教育委員会管外視察研修について、私から報告いたします。

11月15日に、三町教育長職務代理者、山口委員、丸山委員、青木委員、随行の市川教育総務課長と私の6名で、つくば市立吾妻小学校を視察してまいりました。

午前8時10分にJR新小平駅に集合し、JR武蔵野線とつくばエクスプレスを乗り継ぎ、約2時間で目的地のつくば市立吾妻小学校に到着しました。

つくば市は研究学園都市であり、平成29年度からプログラミング教育を先行必修化し、文部科学省の示す教科におけるプログラミングと、つくばスタイル科におけるプログラミング教育の2本立てで教育を推進しています。吾妻小学校は、ICT先進校として実践している学校です。

吾妻小学校に到着後、奥谷雅恵校長より説明を伺い、その後、授業を参観いたしました。3校時は1年2組の図画工作科（中手教諭）、3年1組の社会科（岩田教諭）、3年3組の外国語活動（四方教諭）を参観しました。

図画工作科は、グループの4人がそれぞれプログラミングにより作成した作品を、同一画面上に表示していました。クラスの子どもたちは、その作品を見て良いところを見つけるという活動を行っていました。社会科は、くらしを守るという単元で、火災の被害をどのように減らそうとしているのかについて意見交換をしていました。意見交換を容易にする道具としてアプリを使用していました。

外国語活動は、4択問題「What's this?」を作成する活動を行っていました。問題を作成するにあたって、動画共有アプリを使用して物体を映し、その物体の正体が徐々にわかるように編集していました。

4校時は言語特別支援の自立活動（篠原教諭）、6年3組の図画工作科（佐野教諭）、6年2組の理科（内田教諭）を参観しました。

自立活動は、発音訓練として、自分の口元を映した動画を見て、口や舌の動きを自己評価し改善につなげるという内容でした。図画工作科は、1枚の絵から自分が気に入った登場人物を選び、その人物の紹介をパワーポイントのスライドにまとめるという活動でした。専用のアプリを使用することにより、スライドを全員が共有し、いつでも見ることができるようになっていました。

理科は、土地のつくりと変化の単元で、アプリを使って地層のでき方をシミュレートするという内容でした。

様々な教科等に端末を使用しており、改めてICTを活用することにより学習が広がると思われました。いろいろな活動ができ、子どもたちの興味・関心が深まることが感じられ、大変勉強になりました。また、どのクラスでも子どもたちがすすきな挨拶をしてくれました。子ども同士の意見交換がたくさんできていて、とても素直な様子に好感がもてました。

授業参観後、会議室にて、つくば市教育委員会の中村めぐみ指導主事より行政説明がありました。つくば市のGIGAスクール構想「つくばシームレス教育」は、学習者用端末を活用して、いつでも、どこでも、どんなときでも学びを止めない、子どもたち一人一人に寄り添った教育を目指しているという説明がありました。

その後の学校や教育委員会に対する質疑・応答でも、①タブレット端末による健康被害、②端末の家庭への持ち帰り時のセキュリティやフィルタリング、③就学援助家庭等に対する支援、④有償アプリの導入など、様々な質問に丁寧に答えていただきました。小平市が推進するGIGAスクール構想に大変参考になりました。

最後になりましたが、私どものため快く視察をお引き受けいただきました、つくば市教育委員会、森田充教育長、丁寧な説明をしていただいた、つくば市教育委員会、中村めぐみ指導主事、心温まる対応をしていただいた、つくば市立吾妻小学校、奥谷雅恵校長をはじめ、教職員の皆様に心より感謝申し上げます。管外視察研修の報告といたします。

私からの報告は以上でございますが、ほかに、委員の皆様で、何か、感想等、もしありましたら、よろしいですか。

では、以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

(1) 市議会12月定例会について説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(1)市議会12月定例会について、ご報告いたします。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追ってご報告いたします。

市議会12月定例会は、11月30日から12月21日までの会期により開会中でございます。

資料No.1をご覧ください。

12月1日から3日までの3日間には、一般質問が行われました。一般質問は26人の議員から57件の質問が出され、うち教育委員会に関連するものが14件でございました。

○古川教育長

次に、(2)小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(2)小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

本件は、東部地区の児童数の増加等に対応するため、調整区域の設定及び解除を行うものでございます。

改正の内容でございますが、花小金井南町一丁目1～20番につきましては、3番のシティテラス小金井公園及びシティハウス小金井公園を除き、新たに小平第五小学校も選択できるように調整区域を設定いたします。

花小金井南町一丁目3番のシティハウス小金井公園につきましては、現在の花小金井小学校との調整区域を解除いたします。指定学校は小平第八小学校で変更ございません。

また、喜平町三丁目につきましては、本地域は小平第九小学校及び鈴木小学校の通学区域であり、上水中学校が指定学校となっておりますが、小平第九小学校及び鈴木小学校の通学区域は、本地域以外、全て小平第三中学校が指定学校となっております。そのため教育的配慮の観点から小平第三中学校との調整区域を新たに設定いたします。

施行期日につきましては、令和4年1月1日を予定しております。

なお、花小金井南町一丁目3番のシティテラス小金井公園、花小金井二丁目及び三丁目におきましては、令和5年1月1日を施行期日として調整区域の新たな設定及び解除を行う予定でございます。

○古川教育長

次に、(3)令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(3)令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について、報告いたします。

資料No.3をご覧ください。

小学校の給食調理業務委託は、小平市立小学校給食の基本方針に基づき、平成24年9月から

開始し、令和3年度までに12校で委託しております。これまでの委託業務が良好に実施されていることから、令和4年度以降も契約方法の見直し等を行ったうえで、給食調理業務委託を実施いたします。詳細につきましては、飯島学務課長から説明させます。

○飯島学務課長

それでは、資料の中ほどをご覧ください。

1番の委託開始時期及び実施校等でございますが、令和5年度に小平第三小学校及び小平第七小学校の委託を新規に開始といたします。

令和6年度から令和8年度までの新規委託開始予定は、現時点ではございませんが、給食調理員の退職状況等により変更する可能性があります。

2番の契約方法の見直しにつきましては、これまで各校ごとに契約を行っておりましたが、安定的な給食提供等を図るために、契約更新時などを捉えて、複数校を一括契約としてまいります。時期及び対象校は資料のとおりとなっております。

3番の周知方法でございますが、新規に委託開始となる実施校の保護者を対象に、令和4年度中に説明会を実施する予定です。また、本内容につきまして、市報・市ホームページ及び教育委員会だよりにより記事を掲載いたします。

4番の令和9年度以降の予定でございますが、給食調理員の退職状況、児童数の推移等を見据えて検討してまいります。

○古川教育長

次に、(4)令和2年度児童生徒の生活指導上の諸問題に関する調査報告について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(4)令和2年度児童生徒の生活指導上の諸問題に関する調査報告についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

本調査は、児童生徒のいじめや不登校等の問題行動の実態を把握し、健全育成に向けた生徒指導に生かすために実施しております。

それでは、資料に基づき、調査結果を説明いたします。なお、表の中の括弧の数値は、令和元年度の確定数値でございます。

はじめに、I、「暴力行為の発生状況」でございます。横軸中央の発生件数を見ますと、小学校はゼロ件、中学校は1件、合計1件発生いたしました。内訳は、以下の1から4の表にございます。1の「対教師暴力の状況」、2の「生徒間暴力の状況」、3の「対人暴力の状況」はゼロ件、4の「器物損壊の状況」は、中学校で1件でございました。

今後も互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって人と関わることができるよう、一層、指導

を徹底してまいります。

次に、裏面をご覧ください。Ⅱ、「いじめの状況」でございます。

1のいじめを認知した学校数、認知件数でございますが、全ての小・中学校がいじめを認知しており、認知件数は、小学校77件、中学校42件、合計119件で、令和元年度と比較して94件減少しております。

今後も、ふれあい月間や特別の教科道徳、異学年交流活動などを通して、児童・生徒の自己肯定感や自尊感情を高め、いじめの未然防止を図ってまいります。また、全ての教職員がいじめの定義を正しく理解し、軽微な事案も見逃さず、いじめとして認知し、適切な対応を各校で徹底してまいります。

次に、2の「いじめの現在の状況」でございますが、「現在の状況」とは、令和3年3月31日の時点の状況でございます。令和2年度は、小学校で65件、中学校で38件、合計103件が解消いたしました。解消率は、小学校がおおむね84.4%、中学校がおおむね90.5%でございます。

今後も、学校全体による組織的・継続的な取組を徹底するとともに、家庭や地域、関係機関とも連携して、いじめの解消に取り組んでまいります。

3の「いじめ発見のきっかけ」でございますが、小学校においては、「当該児童生徒の保護者からの訴え」、「本人からの訴え」、「アンケート調査など学校の取組により発見」の順に多くなっております。中学校においては、「本人からの訴え」、「学級担任が発見」、「当該児童生徒の保護者からの訴え」の順に多くなっております。

今後も、SOSの出し方に関する教育を継続することで、困ったときには一人で抱え込まず、周りに助けを求めることができるよう指導してまいります。

4の「いじめられた児童生徒の相談状況」でございますが、「誰にも相談していない」がゼロ件でした。日頃から信頼できる大人に相談することの大切さについて指導するとともに、長期休業前に、相談窓口一覧を児童・生徒に配布して周知しております。

今後も相談しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

5の「いじめの態様」でございますが、小学校では「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」件数が令和元年度のゼロ件から5件に増えております。中学校では「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷やいやなことをされる」件数が増加しております。

6の「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」でございますが、全ての学校が日常の取組を実施しております。引き続き、取組の実施を徹底するとともに、学校独自の取組を共有するなどして、未然防止に努めてまいります。

最後に、Ⅲ、「長期欠席の状況等」でございます。不登校の定義は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が30日以上登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあることをいいます。病気や経済的理由などによるものは除いております。

2の「学年別内訳」をご覧ください。小学校は不登校児童の総数が136人であり、令和元年度と比べて24人増加しております。中学校は176人であり、令和元年度と比べて5人増加しております。

次に、3の「不登校児童生徒への指導結果状況」ですが、小学校では、指導の結果、「登校する」または「できるようになった」児童は136人中29人で、21.3%の児童が学校に復帰いたしました。中学校では176人中22人で、おおむね12.5%の生徒が学校に復帰いたしました。

次に、4の「不登校の要因」ですが、小学校・中学校ともに、「無気力・不安」が多くなっております。続いて、小学校では、「親子の関わり方」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、中学校では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」が大きな要因となっております。

小学校・中学校ともに、復帰する児童・生徒の割合は減少しております。今後、家庭への訪問や保護者との連絡等を通して、当該児童・生徒が置かれている状況や不登校の主たる要因を把握して、あゆみ教室とも連携を深め、学校復帰に向けた取組を一層充実させ、不登校の解消を図ってまいります。

○古川教育長

次に、(5)令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果の概要について説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(5)令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果の概要についてを報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

本調査の目的は、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。また、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することです。

調査の対象は、小学校第1学年から中学校第3学年の児童・生徒でございます。特別支援学級の児童・生徒につきましては、児童・生徒の実態に合わせて実施するものとなっております。

別紙1をご覧ください。1ページ目は男子の結果、2ページ目は女子の結果を記載しております。

なお、数値の青印字は都の平均を上回っており、赤印字は都の数値を下回っていることを示しています。

はじめに、児童・生徒の体格の調査結果でございます。

左上をご覧ください。多くの学年において都の平均を下回っております。

次に、児童・生徒の体力・運動能力の調査結果でございます。小学校男子では、全ての学年に

において20mシャトルランの数値が都の平均を上回っております。小学校女子は、全ての学年において、ソフトボール投げの数値が都の平均を上回っております。中学校では男女ともに、全ての学年において、長座体前屈及び持久走の数値が都の平均を上回っております。

別紙2をご覧ください。令和3年度の結果と過去4回の結果を比較しますと、小・中学校ともに、上体起こし、反復横跳び、20mシャトルラン・持久走及び体力合計点の数値が明らかに低い結果となりました。

令和3年度の結果から、敏捷性や筋力・全身持久力の向上が課題であると捉えております。

次に、児童・生徒の生活・運動習慣等の調査結果でございます。

別紙3の項番1、「運動実施状況」の令和3年度の結果を示した右の表をご覧ください。ほとんど毎日運動をする児童・生徒の割合が、小・中学校の多くの学年において都の平均を上回っております。

また、項番2、「1日の運動時間」では、2時間以上運動する児童・生徒の割合が、男子は多くの学年で都の平均を上回っております。

項番3、「平日の運動をする時間帯」では、小学校においては、中休みや下校後に運動する割合が多くの学年で都の平均を上回っております。中学校においては、放課後に運動する割合が、多くの学年で都の平均を上回っております。

しかし、令和元年度と比べると、小学校においては休み時間に遊ぶ割合が減少しています。

項番4、「運動の好ききらい」では、運動が「好き」「やや好き」と回答した児童・生徒の割合が、中学校では男子・女子ともに都の平均をおおむね上回っておりますが、学年が進むにつれて肯定的な回答は減少しております。

項番5、「運動をもっとしたいか」では、「思う」「やや思う」と回答した児童・生徒の割合は、中学校では男女ともに都を上回っているものの、学年が進むにつれて肯定的回答は減少しております。今般の新型コロナウイルス感染症の影響も調査結果から伺えます。

今後は、児童・生徒の運動への興味・関心を高め、身体活動を積極的に行うよう働きかけることが求められます。運動の効果を、校長講話や学級指導など、あらゆる機会をとらえて、児童・生徒に伝えるとともに、小・中連携の日などを通して、小学校と中学校が、楽しみながら体を動かす取組や体力向上に向けた取組について意見交換をしたり、相互の授業参観を通じて指導内容や指導方法の改善を図ったりするなどの取組を学校へうながしてまいります。

○古川教育長

次に、(6) 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(6) 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

本調査は、国・公・私立学校の小学校第6学年及び中学校第3学年を対象とし、令和3年5月

27日木曜日に実施されました。なお、特別支援学級児童・生徒は調査の対象ではございません。調査内容は、国語、算数・数学の教科に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する調査でございます。

項番4「各教科別の平均正答率」でございますが、全ての実施教科において、全国の平均正答率を上回っております。また、特に中学校は、国語・数学ともに全国の平均正答率と比較して、5ポイント以上、上回っております。

項番5の「内容別の平均正答率」をご覧ください。小学校国語では、東京都の平均正答率と比べて、「話すこと・聞くこと」が、1.2ポイント上回っております。一方で、「言葉の特徴や使い方に関する事項」が2.7ポイント下回っております。小学校算数では、「データの活用」は1.6ポイント上回っております。一方、「図形」は、2.0ポイント下回っております。

中学校では、東京都の平均正答率と比較すると、国語の「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」、数学の「数と式」、「図形」、「資料の活用」は、3ポイント以上、上回っております。次に、調査結果を踏まえた課題について報告します。

項番6「平均正答率の結果と分析」の「調査結果から見られる課題」をご覧ください。小学校国語では、文の中における主語と述語との関係、修飾と被修飾との関係を捉えること。小学校算数では、図形を構成する要素などに着目し、面積の求め方について筋道を立てて説明すること。中学校国語では、文学的な文章を読む際に、場面の展開や登場人物の相互関係、心情の変化などについて描写を基に捉えること。中学校数学では、問題解決の方法に焦点を当て、「用いるもの」とその「使い方」について説明すること。これらを各教科における課題の一つと捉えました。これらの課題と関連した問題と考察、指導のポイントを資料2ページ、3ページに記載しております。学校には、具体的な問題例と授業改善の視点を示し、課題解決に向けて指導・助言をしております。

4ページの項番9「児童・生徒質問紙調査について」をご覧ください。児童・生徒質問紙調査(1)の③、④は、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、児童・生徒に身に付けさせることが求められる力と考えます。課題解決に向けて、自らの考えを基に、粘り強く取り組み、解決したことや考えたことを相手が理解できるよう伝えることができるようにするために、学習の質を高める授業改善をさらに進める必要がございます。

今後も調査結果を基に、児童・生徒の学力向上を図るため、学校訪問や各研修会の機会を活用し、各学校の調査結果に基づいた課題も踏まえながら、授業改善に向けた指導・助言を行ってまいります。

○古川教育長

次に、(7)令和4年度教育課程編成について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(7)令和4年度教育課程編成についてを報告いたします。

資料No.7をご覧ください。

令和4年度の小平市立学校の教育課程編成に係る主な内容について説明いたします。

第1の授業時間の確保につきましては、確かな学力等の定着のため、授業一単位時間の密度を高め、効率的・効果的で確実な学習活動の実施を継続いたします。年間の授業時数は、学習指導要領に定められた標準授業時数に、学級閉鎖等を想定して15時間程度上回った時数を計画することといたします。

第2の「土曜授業日の設定」につきましては、各校が必要最小限の日程で振替休業日のない土曜授業日が設定できるようにいたします。

第3の学校公開日の設定につきましては、保護者が各学期に1回以上及び年間5回以上参観できるように設定することといたします。また、感染症対策のために、学年ごとに公開時間、公開日を分けて設定できるようにいたします。

第4の「小学校の運動会の実施日」につきましては、令和4年度から、新型コロナウイルス感染症の影響による予定変更の可能性等を踏まえ、柔軟に実施時期を設定できることといたします。ただし、春に実施する場合は、近隣の中学校と調整した上で日程を決定することといたします。

第5の学校閉庁日につきましては、本年度と同様、全校4日間といたします。

第6の夏季休業中の教育活動についてでございますが、水泳指導については、感染症予防対応が令和4年度も継続することが見込まれるため、実施しないことといたします。夏季休業中の学習補習教室や学校図書館の開放等は、児童・生徒の状況とニーズを踏まえて、学校判断で設定することといたします。

第7の「祝日」につきましては、これまで同様、「国民の祝日に関する法律」の祝日としての意義を踏まえ、原則として祝日には授業日を設定しないことといたします。

第8の「小学校のプログラミング教育の実施」につきましては、各教科等において、プログラミング教育のねらいを達成する学習活動を位置づけることといたします。

第9の「オリンピック・パラリンピック教育」につきましては、学校がこれまで実施してきた活動の中から、学校の特色として今後も継続させる活動を設定することといたします。

第10の「校内研修の実施」につきましては、必ず実施する内容等について、表のとおりとし、教職員の資質向上とサービスの厳正を図ってまいります。

○古川教育長

次に、(8)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(8)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.8のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、本日、報告いたしますのは7件でございます。うち新規申請は3件ございまして、まず、受付番号35、「第60回全日本中学校技術・家庭科研究大会（東京大会）、第60回関東甲信越地区中学校技術・家庭科研究大会（東京大会）」です。東京都中学校技術・家庭科研究会が主催する事業で、中学校の技術・家庭科に係る教員等の研究発表を通して、教育の研究と振興や授業力の向上を図るものです。

次に、受付番号39番、「丸ポスト×風景印 小平まるまる巡り旅」です。一般社団法人こだいら観光まちづくり協会が主催する事業です。参加者が市内で謎解きをしながら、丸ポスト巡りに加えて、郵便局の「風景印」と呼ばれる、その地域でしか押すことのできない風景等をかたどった消印を集めて回るイベントでございます。

最後に、受付番号40番、「M i n e c r a f tで1日eスポーツ体験教室」です。NPO法人アミティエスポーツクラブが主催する、幼児から中学生を対象とした事業で、パソコン等のゲームソフトであるM i n e c r a f tを使用し、ゲーム世界の中でのまちづくりやその成果発表を通して、問題発見や課題解決能力、表現力等を育み、学校生活や家庭生活で活用してもらうことを目的とするものです。そのほかの4件は例年、もしくは過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等をいただきたいと思うのですが、項目が多いので、分けてお聞きしたいと思います。

まず最初に、（1）市議会12月定例会、（2）小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正、（3）令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について、この3点について、ご質問、ご意見等がございましたら挙手願います。

○丸山委員

市議会12月定例会について、一般質問の質問内容12で校則についての質問があります。

校則とは違いますが、制服について質問します。校則でジェンダーの視点に配慮されていますかという質問に対して、女子生徒がスラックスをはくことは認められていると思いますが、男子生徒がスカートをはくことや、リボンやネクタイの選択についてはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○国富教育指導担当部長

女子生徒がスラックスをはくことは確かに広がっておりますが、男子生徒がスカートをはく、スカーフをつけることについては、今は特に相談等を受けておりません。しかし、これからの世の中の状況などを考えていくと、そういう相談があった場合には、どういった対応ができるか、真摯に向き合って検討すべきと考えています。

○丸山委員

女子がスラックスをはいてもいいのに、男子がスカートをはくのは駄目というのは、ジェンダーの問題で、さらに問題が生まれるような気がします。

女子がよくて、男子が駄目なのかということについて、常々私も疑問に思っていたので、ぜひ、検討していただきたいと思います。

○山口委員

市議会定例会の質問内容13のオンライン授業に関する答弁について確認です。答弁内容3で、「オンライン授業につきましては、臨時休業となった場合など、緊急的・臨時的なものと考えており」となっています。

来年度から、家庭に端末を持ち帰ることなども想定しているということですが、小平市の方針として、例えば家で宿題に取り組むことや、長期休業中の連絡など、緊急時以外の使用は、今のところは想定していないのでしょうか。

○国富教育指導担当部長

こちらの問いはオンライン授業となっております。オンライン学習につきましては、委員がおっしゃるように、家庭での取組も考えているところですが、オンライン授業は登校時間に遠隔授業をやるという想定になりますので、学校が臨時休業等になっていない場合、実施する必要があるとは考えておりません。

したがって、この答弁内容3については、オンライン授業については緊急的・臨時的なものと考えていると答弁しております。

○山口委員

質問内容5でも、集団で学ぶことに困難を抱えている子どもたちに対してオンライン授業をとるという要望があります。GIGAスクール構想は、感染症対策だけではなく、やはり学びの機会を広げるという視点があるべきだと思うので、家庭の学習に使っていくのはもちろんですが、学校で授業を受けることができない子どもたちに対する体制も積極的に整えてほしいと思います。

不登校の子どもたちが増えているという数字も出ていますので、授業を家や在籍する教室とは別の教室、もしくは教室以外のところでも受けられるよう積極的に考えていただきたいと思います。

何件か要望させていただきます。

質問内容11で、包括的な性教育を進めるべきとあります。各種授業など、教科書等にのっかっていただいていると思いますが、子どもたちは、かなり広く、簡単に外からの情報が手に入る状況になっています。子どもたちを毎日見ている、今までの授業のやり方だけでは追いついていかないと感じています。

踏み込んだ性教育をとると、大人の方がちゅうちょしているところもあると思いますが、実

際に子どもたちは既に危険に晒されていますし、危ない目に遭っています。今までと同じ方法だけではなく、前向きに考えていただきたいです。

また、質問内容9で、電子図書館の話も出てきています。図書館がおおむね15分歩けば利用できる範囲にあるので、電子図書館は今のところ検討していないという答弁ですが、15分圏内にあるから読むということではなく、目の前にあっても読まない子が増えているという子どもを取り巻く読書とそれ以外のメディアの環境などが大きく変わっています。電子図書館という形にとらわれなくても、新しい図書館の在り方を積極的に模索してほしいと思います。

○古川教育長

ご意見をいただいておりますが、それに対して何かありますか。

○国富教育指導担当部長

不登校等の対応についての端末の活用でございますが、小平第四中学校の12月の学校だより巻頭言に、このことについての対応が載せられています。

個別具体の中で、対応すべきところは対応していく。ただし、市全体の考えとしましては、その学校の中で子どもたちが段階を追って教室復帰できる機会を作る取組を中心に考えておりますので、今、特に力を入れないのは、段階的に子どもたちが教室に復帰できるような対応を考えつつ、それでもなかなか困難というときに個別に対応したいと考えております。

それから、質問内容11の性教育に関してですが、ここは様々な考え方への対応が必要になっておりまして、実際、都の事業で性教育のモデル実施を行うに当たりまして、学習指導案を保護者の方にご覧いただき、ご了承いただいで進めるというかなり丁寧な対応が必要になっております。

そういったことも含めて、基本としては学習指導要領の内容や教科書の内容を踏まえつつ、また、生活指導等として、SNSを通じた性犯罪に巻き込まれないような対応も図ってまいりたいと思っております。この冬休みにも各学校に指示をしたところでございます。

○安部地域学習担当部長

9番目の電子図書館の関係でございます。

中学生を対象とした電子図書館という限定的なものについては、現時点では考えていないという答弁でございます。電子図書館の導入については、電子書籍が広く普及し始めている状況ではありますが、様々な課題もあり、今は研究段階と考えております。全く検討していないということではなく、これからの図書館のあり方についても、やはり変わっていかねばならない面は多々あるかと思っておりますので、今後、全体的に研究を進めていきたいと考えております。

○青木委員

資料No.2の区域外就学に関してです。令和4年1月からということですが、該当する方への伝

達方法や、時期はどのように考えているのか。また、これによりクラスの数や教室調整など学校への問題はないか。これからのスケジュールを教えてくださいと思います。

○松長学務課長補佐

スケジュールですが、説明会を既に小学校で4回行って、周知しております。また、来月には入学通知書を配付しますので、そちらでも周知いたします。

今回の調整区域の見直しにつきましては、令和4年と令和5年の2か年で行いますが、令和4年度については小規模なもので、令和5年度についても大きな影響はないと考えております。

○青木委員

今後まだまだ増えるところがありますので、学校での準備などが間に合うように周知いただければと思います。

○三町教育長職務代理者

令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施についてです。

まず、確認しておきたいのは、退職不補充ということで、順次、委託を進めていくと理解していますが、現在のところ、小学校で何校委託になっているのか。また、1の米印に書かれている内容について、現時点で令和6年度から令和8年度までは対象予定はない、つまり、調理員の退職者がいないということですので、「児童数の推移等により変更する可能性がある」という意味が理解できません。その2点を教えてくださいませんか。

○飯島学務課長

まず、委託した学校数ですが、小学校19校中12校が委託しております。令和5年度に小平第三小学校と小平第七小学校を委託しますと、合計14校になります。

2点目の児童数の推移ですが、児童数と教員数によって、一つの学校における喫食数が多くなりますと、調理員の定数が変わってきます。例えば東部地域で児童数が大幅に増えると調理員の定数が増えることになります。そうすると、調理員の数が足りなくなりますので、委託化を早める必要があります。児童数の推移によって、このようなことが生じてきますので、記載させていただきました。

○三町教育長職務代理者

状況は分かりました。児童数が増えて正規の調理員がいるところを委託すると、まだ退職ではない方たちをどうするかという問題があると思います。

以前聞いたところでは、退職までほかの職種には変えないということですが、私の聞いている範囲では自治体によっては用務等への変更を進めているところが多いと思います。

小平市の場合は、子どもが増えて委託を進める場合、現段階で何か考えがあるのでしょうか。

○飯島学務課長

例えばある学校で児童数が増えて、委託化しなければならなくなった場合、そこに勤めている数名の調理員につきましても、委託化の時期を捉えまして、ほかの直営の学校に異動していただくなど、職種替えせずに、調理員としてお勤めいただく形になります。

そうすると、移った先の学校については、定数より加配になることはございます。定数丁度という退職状況にはならないことがございますので、過去にも加配、もしくは多少の人員不足をアシスタント職などで補うことも行っております。今後につきましても職種替えすることはせずに進めていこうと考えております。

○三町教育長職務代理者

個人的には、職種替えもいいと思っていますが、これは市の労使の話合いなので特に意見はありません。調理員がいることでいいこともあるかと思いますが、できるだけ早く委託していくことは学校経営上も非常に助かると思います。正直なところ、職員が減るわけですから、そういう意味からも、私はできるだけ委託化が進んでいくと大変嬉しいと思っています。

○古川教育長

では、(1)(2)(3)につきましては、以上でよろしいですか。

では、続いて、(4) 令和2年度児童生徒の生活指導上の諸問題に関する調査報告、令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査、(6) 令和3年度「全国学力・学習状況調査」、この三つについて、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

○山口委員

資料No.4について質問です。

Ⅲの4の不登校の要因ですが、家庭に係る状況で、親子の関わり方というのが不登校の原因としてかなり高い数字になっています。この親子の関わり方とは、具体的にどういうことなのか、ご説明いただけますでしょうか。

○坊本指導主事

家庭に係る状況で、親子の関わり方についてですが、例えば親の叱責や言葉、態度への反発、過干渉、放任などが不登校の要因と挙げられているものになります。

○山口委員

家庭内の不和とは別ということですが、家庭内の不和というのは、どういうことでしょうか。

○坊本指導主事

家庭内の不和につきましては、両親の不和や、祖父母と父母の不和等が例として挙げられてお

ります。

○山口委員

市議会でも出ていましたが、いじめの認知件数が、年々、下がっているにもかかわらず、不登校児童が増えています。不登校児童の不登校原因がいじめとはなっておりませんが、いじめの認知件数が減っていたのに不登校が増えているということは、子どもと保護者、家庭と学校の信頼関係が少し弱くなってきているのではないかという気がします。

いじめに関しては、細かな工夫、指導をしていただいているのは本当によく分かるのですが、家庭のことはなかなか学校が入りづらいと思います。普段から子どもと家庭と学校が信頼関係を強く持てるように、特にコロナの時期で離れてしまったようなところがあるので、いじめに限らずですが、積極的に子どもと学校と保護者がつながれるような声かけ、提案を学校側から積極的にしていただきたいと思います。

○青木委員

資料No.4で質問ですが、1ページ目の暴力行為の発生状況で、2番と3番の「生徒間暴力」と「対人暴力」の違いを教えてください。

○坊本指導主事

生徒間暴力の例としましては、同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った、部活動中に上級生が下級生に対して、指導と称して清掃用具でたたいたといった例が挙げられています。

対人暴力につきましては、生徒同士ではなく、来賓や地域の方などが対象となった暴力となっております。

こちらの扱いにつきましては、けがによる病院の診断書や、被害者による警察への被害届の有無などにはかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、先ほど挙げた例と同等か、またはこれらを上回るようなものを全て対象とすることとされております。

○青木委員

分かりました。

同じ資料 No. 4のⅡの5番です。どんなことをいじめと感じるかというところで、冷やかしいやからかい、悪口など、言葉によるものがとても多い結果が出ております。言っている本人は、いじめているという意識なく言っていることが多いのではないかと思います。言われた方からすると、その言葉をととてもつらく感じて、いじめられたとか、学校に行きたくないという、いろいろなことにつながると思います。

いろいろな学校を訪問する中で、他人のよいところを見つけて、それを言葉に表すような活動について伺いました。また、道徳の授業もそういうところに力を入れていますので、やはり言葉

というのがすごく大事だと思います。力を入れて進めていただきたいと思います。

また、Ⅱの3番のいじめの発見のきっかけと4番のいじめられた児童・生徒の相談状況というところで、カウンセラーのところでの発覚や、相談に行くということが少し少ないような気がします。専門的な方として学校にいらっしゃるの、カウンセラーの存在を周知して、子どもたちがもっと相談したり、よく話したりするような機会ができていくと良いと思います。

○古川教育長

ご要望でよろしいですか。

○青木委員

要望です。

○丸山委員

資料No.4です。分析になってしまうかもしれませんが、例えば、この暴力行為やいじめについて、令和元年度と比べて数字が少ないように感じます。これはコロナで休業期間があったからなのか、予想に過ぎないかもしれませんがお聞きしたいと思います。

○坊本指導主事

令和2年度の調査になりますので、全体的に授業日数が少なかったという点が挙げられるかと思えます。

2点目としまして、生活環境が変化し、児童・生徒の間の物理的な距離が広がったことも挙げられるのではないかと考えております。

また、感染症対策という面も含めてこれまで以上に児童・生徒に目を配り、指導、支援したことによって、いじめの早期発見につながったのではないかと認識しております。

○三町教育長職務代理者

資料4の生活指導上の諸問題に関する調査報告と、全国学力・学習状況調査の結果に関してです。

まず、生活指導上の諸問題に関する調査の結果について、最近の町田市の小学生のいじめ自殺との関連等もあって、気になっています。Ⅱいじめの状況の2番のいじめの現在の状況で、解消しているという定義があると思いますが、それを教えていただけますでしょうか。

○豊田指導主事

いじめの解消の定義でございますが、本人からいじめの訴えがなくなってから3か月間、苦痛を感じていない状況が認められた場合に、いじめの解消として捉えております。

○三町教育長職務代理者

そういうことが基本だと私も理解しておりますが、いじめの調査は、基本的に子どもの認知によるものです。ところが、学校が解消を判断するのです。3か月後の状況をどうやって判断しているのか、非常に気になっています。町田市のケースですと、9月頃にチャット等で相当嫌がらせがあり、11月に亡くなっています。新聞記事ですが、学校としては、その後、本人から嫌な思いをしているという訴えもなかったということで、解消したと思い、報告もしなかったということでした。明らかに学校が勝手に判断している状況です。定義を踏まえて、本人にきちんと確認をした上で、あるいは保護者も含めて、確認した上で解消しているという判断になるのだと思っています。ぜひ、そういうところは徹底してほしい。そうでなければ誤解を招きますし、また悲しい出来事が起こるかもしれませんので、ぜひお願いします。

2点目は、不登校との関連です。私も毎年、国の調査を確認しており、小学校は100人に一人、中学校は24人に一人というのが、全国の不登校の調査割合だと思いますが、小平市の小学校136人、中学校176人というのは、比較するとどれくらいのものなのか。24人に一人というと、教室に必ず一人はいない状況になります。小平市の場合の小学校の児童数、中学校の生徒数に対する割合を教えてください。

○坊本指導主事

不登校の出現率になりますが、不登校の生徒数割る現生徒数で計算しますと、令和2年度にしましては小学校では1.35、中学校では4.31でございます。

○三町教育長職務代理者

中学校が4.31というのは、100人に対して4人ということで国とあまり差がなく、小学校は多いということですか。

○国富教育指導担当部長

本市の状況で申し上げますと、小学校は国と比較して出現率が高くなる傾向がございます。中学校は逆に令和2年度にやや下がってきておりまして、これは仮定ですけれども、先ほど申し上げました不登校に対しての段階的な教室復帰への取組の効果ではないかと思っております。小学校がこういった居場所づくりに取り組むことによって、来年度以降減じてくれば効果があると考えられますので、こういう取り上みが今後必要だと捉えております。

○三町教育長職務代理者

小平市の不登校の現状が、この数字だけでは分からなかったのが、聞きました。講じた改善策の効果であるということをお大変嬉しく思います。

もう一点、Ⅲの4の不登校の要因ですが、文部科学省の調査では、学校に係る状況の中でいじめによるという項目がないのは、該当がないということで消したと思います。しかし、実際に不

登校になった子どもたちのいろいろな話等を聞くと、学校時代にいじめを受けて不登校になったと言っています。子どもの認知と学校の主な要因としての捉えにすごくギャップがあるのではないかとずっと気になっています。このことについて、何か見解はありますか。主たるもの、あるいは主な被害の中でいじめが出てきていいと思いますが、これについて何か考えがあれば教えてもらいたいと思います。

不登校になった子ども、大人でもそうですが、中学校時代にいじめにあって学校に行けなくなったという話を、実際にいろいろなところで結構聞くわけですが、しかし、学校からの調査では挙がってこない。全国の調査でのいじめというのは0.3%くらいで、全国的にも非常に少ない数字しか挙がってこない。いじめという認知と、学校がいじめと思っているものに、相変わらずものすごいギャップがあるのではないかと私は思っていて、非常に気になっています。事務局として、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○国富教育指導担当部長

今ご指摘いただきましたとおり、本市においても同様ですが、主たる原因としていじめと挙がっているのは、全国の調査でも10件に満たない状況でございます。

本市のものでは最初になってはいますが、いじめを除く友人関係をめぐる問題以外については、関連性があるということをつまえていく必要があると考えております。したがって、いじめの発見、認知等につきましても、3か月置きにアンケート調査や12月には対面調査を含めて、聞き取りなどもやっていくところですが、子どもたちの心理的状況や環境での不適応、困ったことなども聞き取っていく中で、人間関係に関わる問題等があった場合に、いじめに関係することがあるという認識の下に対応していくことが必要だと捉えています。いじめが主たる原因という件数は少ないというのが現状です。

○三町教育長職務代理者

学校での判断はそうだと思いますが、いろいろなところで重大事案として結構件数があがってきています。その中には、いじめの重大事案で学校に行かなくなった。つまり長期欠席してしまったケースもあり、そうしたものは当然ここに入ってきていいと思います。ところが全国でも、数字があがってこない。この調査そのものに問題があるのではないかと思い、質問しました。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてですが、小学校は東京都と同じくらいという印象で、中学校は少し高いようです。例年との比較を確認したいと思います。

○松田指導主事

例年、小学校では、おおむね東京都と同じ平均、中学校においては、全国及び東京都の平均値を上回るという結果でございます。

○三町教育長職務代理者

小学校は一定して平均程度、中学校は高いということで、これをどう評価すればいいのか。単純に中学校が頑張っているから上がっているのか、あるいは学校質問紙調査の学校における指導に関して、小平市の中学校は非常に積極的、肯定的に、自分たちの教育活動を捉えていますので、そこの関連があるのか。逆に小学校は低いです。この調査結果は、今後の指導に生かしてもらうためのものだと思いますが、この結果でどのように小学校や中学校に働きかけをしようとしているのか。学校の姿勢や、校種別での差といったものをどうしようと思っているのか、非常に高い関心がありますので、教えていただけたらと思います。

○国富教育指導担当部長

今、ご指摘の小学校の学力向上、結果を出すということについては、私も着任以来、非常に関心、着目しております。市内の学校を参観しますと、子どもたちはもっとできていいというのが率直な印象でして、学習への意欲、それから書く力がついていることがうかがえます。ただ、テストの結果が出ないという現状がございますので、学校には問題の出題傾向は毎回同じことから、正答できない状況の改善を学習上の課題と捉え、学習の中で課題克服の取組みを指示しております。今回お示ししている資料の中でも、数学的な考え方においての1あたり量、ひいては理科的な考え方の濃度に関する問題、統計的な考え方などは社会に行っても必要な力であって、必要な力であるからこそ毎年同じような問題が出されることがあるので、学校の中でやはりそこを意識して指導していかなくてはならないと考えています。つまり、小学校にそのあたりが意識化されているかということ、私たちの働きかけの不十分さもあると思いますが、意識して意図的に学習をする取り組みには、まだ至っていないというのが現状認識です。

逆に中学校においては、東京都との差が以前に比べて徐々に縮まってきているという状況がございますので、生徒の状況に応じて、進路、それから将来に向けた学習なども意識的にやっていたらいいのかなと思います。一方で、委員の皆様方からご指摘いただいたように、一斉指導としての学力がつくような指導はしていますが、対話的、より多面的に考えるような指導が課題でございますので、この両面で動いていくのが、今後に向けた課題となります。

○三町教育長職務代理者

今後、それぞれの学校が伸びていただきたいと思います。確かに見ていて、中学校は子どもたちが落ち着いた生活をしているということがベースになって、さらに指導が生きて伸びていると感じます。小学校も以前に比べると基本的な形の授業形態で、ある程度きちんとした指導をされている方が増えていますので、これからもっと上がっていいのではないかと私も思います。ぜひ小学校も伸びる改革を今後進めていただけたらと思います。

○山口委員

資料No.5で、別紙3の2ページ目、下の囲みのところに、休み時間に遊ぶ児童が減少している

という言葉が入っていますが、その原因は何だと分析されているのか教えてください。また、放課後に遊ぶ児童の割合が増加しているということで、先日の総合教育会議でも放課後の時間の使い方も一つのテーマに上がっていましたが、小学校の校庭開放の実施やルールに関する周知は、どのように行っているのでしょうか。その2点を教えてください。

○坊本指導主事

1点目の休み時間に遊ぶ児童の割合が減少しているという点でございますが、今、感染症対策等で休み時間に一斉に遊ぶのを避けて分散して遊んでいる学校が何校かございます。また、一人1台端末が配付されたことにより、休み時間に室内で過ごす児童が増えている現状がございます。

○細村地域学習支援課長

放課後の学校施設の遊び場開放ですが、例年4月の校長・副校長合同会議におきまして、各校長、副校長先生に対して、ご説明をしているところでございます。

実際に、各子どもたちにどう周知されているかに関しましては、大変申し訳ないですが、各学校にお願いしているところです。学校だよりでお知らせいただいている学校、校庭にやっていますという看板を立てて周知している学校もあるということでございます。

○山口委員

まず1点目、今、休み時間にタイピングの練習などがはやっているというのは聞いておりますが、休み時間はなるべく外で遊べるようになってくるといいと思っています。

2点目の校庭の開放についてですが、私も校庭で放課後遊べるという説明をしっかりと受けた記憶がありません。学童クラブの子どもたちは遊んでいると思いますが、放課後の時間帯に校庭が閑散としており、校庭をもっと有効活用できないのかと、もう何年も感じておりました。校長先生、副校長先生にお知らせいただいているということですが、子どもたちや家庭に周知していただかないと、その事業をやっている意味が全くなってしまいます。もちろん各学校から学校だよりなどで、年度初めなどには一度お知らせいただく形になっていると思いますが、ぜひ定期的に市全体として校庭で安全に遊べます、こういうルールで実施していますということを、積極的に家庭にお知らせいただきたいと思います。

校庭が放課後使えるというのは、これからの子どもたちにとっては本当に大きなことだと思いますので、広報は積極的に行っていただきたいと思います。

○古川教育長

続いて、令和4年度の教育課程編成について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

○三町教育長職務代理者

1点目は、毎回こだわっていますが、小平市として余剰時数15時間程度と言っていますが、

くれぐれも形式的15時間プラスアップの教育課程だけは受け付けないでいただきたいです。毎年納得できない数字が出てくるものですから、どのように計算してこの数字が出たのか、ぜひしっかり中身を確認していただきたいと思います。

2点目ですが、夏季休業中の教育活動の中の水泳指導は、感染症対策が令和4年度も継続することが見込まれるため実施しないということですが、もし継続しないことが見込まれた場合には復活するのか。その方向性をぜひ教えてください。

○国富教育指導担当部長

現時点における考え方としましては、来年度も感染症の対策というのは、引き続くのではないかと考えております。通常学年単位で行っているとか、健康観察をある程度継続的に担任の先生に出していることとやや違っておまして、夏季休業中のプールは複数学年合同で実施することで、事前の健康観察等が学期中ほど十分に行うことが困難なことも考えられます。また、人数についても普段であれば、学年単位やフィジカルの距離を取った制限ができ得るものの、夏休みに人数の制限を行うことは困難であることを踏まえての考え方です。

今後、仮に感染対策が必要なくなった場合には、見直すことも必要だとは考えていますが、今はどうするのかということが曖昧にならないように、現時点では方針を立てております。

○三町教育長職務代理者

なかなか難しいかもしれませんが、若干でも可能性を残してもらえれば、子どものためにもいいと思っています。

この所管ではありませんが、市民プールの来年の方向が分かれば教えてください。

○川上教育部長

市長部局の案件になります。今年度、感染状況がかなり悪化した中でもやる方向で準備をしましたが、3密の対策などが困難と判断し、ぎりぎりのタイミングで断念したという経過がございます。

来年度につきましては、今の状況が継続するならば、開放をしない理由は考えにくいので、現時点では支障ないものと考えます。ロッカーで着替えるときに、距離が近くなってしまうのでそういったことの細かな運用ルールを固めた上で実施する形で進むのではないかと考えられます。

考え方としては、通常運営をしていくということを基本にしながら、感染症対策を行っていくのではないかと捉えております。

○三町教育長職務代理者

市民向けと学校ということで違うのですが、スイミングクラブでは水の中でも大丈夫なマスクをつけて実際に指導を受けたりしているので、可能性が広がれば、できるだけ体を動かす機会は残しておいていただけたらありがたいと思います。また今年も体力低下ということになりか

ねないと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○丸山委員

資料No.7について、令和4年度と今年度を比べて、特色や変わったところがあるのかと、オリンピック・パラリンピック教育について、もう少し具体的に教えてください。

○松田指導主事

今年度との大きな変更点でございますが、振替休業日のない土曜授業日ですが、各学校が必要最低限の日数で設定すること、学校公開日の設定において、保護者の方が各学期1回以上、年間5日間以上参観できるようにすること、また感染症対策のために学年ごとに日にちを分けて公開することも可能とするというところでございます。

○国富教育指導担当部長

補足でございますが、大きな視点としましては、感染症対策をする上で、教育計画を変更できる幅を広げております。特に運動会の設定については、今年も昨年度も時期をずらしてということになってしまいましたので、全てが春ということではなくて、状況を踏まえて変えられるようになっていきます。その趣旨で学校公開日、土曜授業日については、教職員が子どもたちを丁寧に見ていくために、これまでの感染症対策等でかなり密度の高い状況があると思いますので、そういったところで心身共にリフレッシュして、子どもに対するときには全力を尽くして指導していただきたいということから、来年の教育課程の編成方針を立てております。

○豊田指導主事

オリンピック・パラリンピック教育でございますが、東京都から平成30年に通知されている学校2020レガシーに向けて、今回の教育を進めておりますので、次年度についても、この学校2020レガシーという活動を続けていきます。また、その中には五つの資質と関連づけていくことを学校には説明しております。しかし、今年度まで求められていた年間35時間以上という授業時数については、各学校の実態に合わせて設定するように伝えております。

○丸山委員

土曜授業について、感染症対策の工夫は本当にありがたいと思います。保護者が学校に行って実際に子どもの授業を見る、様子を見るという機会も、コロナ禍において数少なかつたので、ぜひ積極的に公開していただきたいと思います。

○古川教育長

続いて後援名義について、ご質問やご意見等ありますか。

○丸山委員

二つ質問です。後援名義の35番の東京都中学校技術・家庭科研究会は、会場が小平市ではないので、関連性を知りたいです。

もう一点は、40番のNPO法人アミティエスポーツクラブが開催しているeスポーツ体験教室です。この会場についてももう少し詳しく教えてください。

○市川教育総務課長

まず技術・家庭科研究大会でございますが、小平市立中学校の教諭2名が研究発表で参加しております。例年、文部科学省、東京都に加えて、研究発表者として教員が参加した学校の所在する区市町村が後援名義使用承認をしていることを確認しております。

次に、eスポーツ体験教室でございます。NPO法人アミティエスポーツクラブがウィズダムアカデミー小平花小金井校という、児童をお預かりして、教育的な活動を実施している場所を借り受けて行うということです。

また、このNPO法人は、もともとサッカースクール等を運営しており、様々なスポーツを通じた形での教育機会の提供を趣旨として活動してきていますが、最近、流行してきておりますeスポーツを対象の一つとして捉えて、通常のスポーツと同様に、その中で様々な児童・生徒の能力向上を図っていく事業と捉えております。

○丸山委員

市内の先生が研究発表されるということで、子どもたちの授業に還元されるので、とてもいいことだと思います。

40番については、企業の宣伝ではないかという印象があったのでお聞きしました。子どもたちにとって、eスポーツを通してパソコンに触れる機会を増やすいいきっかけになればいいと思います。

○古川教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時55分まで休憩といたします。

午後3時38分 休憩